

労働基準法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 使用者が、一箇月について六十時間（原案は、八十時間）を超えて時間外労働をさせた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないものとする。

（第三十七条第一項関係）

二 この法律は、平成二十二年四月一日（原案は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行するものとする。

（附則第一条関係）

労働基準法の一部を改正する法律案に対する修正案

労働基準法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三十七条第一項にただし書を加える改正規定中「八十時間」を「六十時間」に改める。

附則第一条中「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」を「平成二十二年四月一日」に改める。

労働基準法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

修正案

政府案

（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

第三十七条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合には、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合には、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

第三十七条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合には、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について八十時間を超えた場合には、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

②～⑤（略）

②～⑤（略）

附則

附則

（施行期日）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。